

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
1	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成②	コンソーシアムの構成企業の事業遂行上果たす役割等に出資比率の明示が必要か否かをご教示願います。	提案様式の「I-3 収支計画の妥当性」において、出資比率を記載してください。
2	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成④	「応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資をして本議決権株式会社すべての割当てを受けるものとする」とありますが、構成員以外に出資を必要としない協力企業の参画も問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業によって実施体制を構築することは自由ですが、当該協力企業は、出資により本議決権株式の割当てを受けない限りコンソーシアム構成員とはなりません。
3	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成⑤	「支配」の定義をご教示下さい。	PFI法施行令第1条に規定する特定支配関係又は会社法第2条第3号及び第4号に規定する子会社・親会社の関係をいいます。
4	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成⑤	ファンド運営会社が、本件専用の新たなファンド(資金調達のためのSPCまたはLPS)を設立して資金調達を行い、本件への出資を行うことを想定します。その場合、このファンドが形式的には構成企業となるわけですが、応募プロセスの途中段階ではまだ設立間もなく、中身が何もない可能性がございます。この場合、当該ファンドを管理・運営するファンド運営会社が、一旦応募企業として応募し、選定される蓋然性が高まった時点でファンドへの資金調達を完了し、最終的にはその新規ファンドから出資をするというプロセスを取った場合は、応募企業の「変更せざるを得ない事情」として認めて頂けるのでしょうか。	参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めないこととしています。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合については、市と協議することとなりますが、個別事象により変わるため具体的にお答えすることが困難です。 また、応募者は、募集要項第3-3(2)の資格要件を満たす必要がありますのでご確認ください。例えば平成27・28年度の競争入札参加資格の認定を受けていることが必要ですが、認定を受けていない場合は同等の能力を有することの認定を得る必要があります。ご質問で想定されている設立間もない事業者は、本規定により認定を得られない可能性があります。
5	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成⑥	参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めないとございますが、同時では無く、例えば応募企業もしくはコンソーシアム構成員となる事を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となるような事例は可能との理解でよろしいでしょうか。	募集要項P.19 第3-3(1)⑥のとおり、参加資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となることも認められません。
6	募集要項	18	第3	3	(1)	応募者の構成⑥	「応募企業又はコンソーシアム構成員」とありますが、構成員が優先交渉権者の決定後に失注となった場合、交渉権者グループの下請け(協力企業)となることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	19	第3	3	(1)	応募者の構成⑦	⑦に「民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者のコンソーシアム構成企業に該当しないものとし、」とありますが、様式7-②の役割分担表に記載及び様式8の委任状取得の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	19	第3	3	(1)	応募者の構成⑦	本事業への応募には、株式会社民間資金等活用推進機構からの出資を受ける必要があるように読み取れますが、SPCとして、別途金融機関等からの出資が集められれば、株式会社民間資金等活用推進機構からの借り入れはしなくてもよいと考えて宜しいでしょうか？	株式会社民間資金等活用推進機構からの出融資の利用は、応募者の任意です。
9	募集要項	21	第3	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる実績要件ア(ア) b	ア(ア) bの実績要件について、親会社による実績はお認め頂けますでしょうか。	海外におけるPFI類似事業については、事業への参加環境が国内と異なるため、親会社が実績要件を満たしており、かつ子会社に対して事業期間を通して技術的及び財務的支援を確約することを条件に認めます。
10	募集要項	21	第3	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる実績要件ア(イ)	アの(イ)に挙げられた実績要件のいずれも満たすこと、ただし、必ずしも同一処理場における実績に限定しない、とのことですが、同種の実績があれば可として頂く、ないし、例えば、各要件の数値水準をもう少し下げて頂く、ことは検討頂けないでしょうか。	応募企業の実績要件は、募集要項に記載したとおりとします。 なお、コンソーシアム代表企業の実績要件について変更しました。別途公表する、募集要項改訂版(平成28年6月30日公表)P.22第3-3(3)イをご確認ください。

No.	資料	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
11	募集要項	21	第3	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる実績要件 ア(イ)	「b 平成13年度以降に、日量30t以上の下水脱水汚泥を処理する能力を有する焼却炉施設～を元請として施工した実績～を有する者であると認められること。」とありますが、下記解釈でよろしいでしょうか。 1. 平成13年度以降とは、納期が平成13年度以降であれば良い。 2. 日量30t以上の下水脱水汚泥を処理する能力とは、下水脱水汚泥を日量30t以上焼却処理可能な能力を、関係法令の処理施設設置許可証等で確認できれば良い。 3. 民間企業同士の契約の場合の元請実績は、注文書と請書で確認できれば良い。	1. 平成13年度以降に完成引き渡したものを対象とします。 2. 処理能力を確認できるのであれば、その形式は問いません。 3. 実績を証明することができれば、注文書と収入印紙が貼られた請書のコピーでかまいません。
12	募集要項	22	第3	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる実績要件 イ	イにおいて、(ア)(イ)(ウ)の要件はコンソーシアムの構成員が必ず有すること、とのことでありますが、例えば、構成員だけでなく協力企業が要件を満たしていれば良いとする、ないし、12月の提案書類の提出までに満たすことができる構成員ないし協力企業と組めるのであれば参加は可とする、または、直接的に要件を満たしていなくても実質的に満たせることを証明出来れば良い、といったように変更頂けないでしょうか。	協力企業による実績要件は認められません。また、実績要件は、参加資格審査書類提出時点で満たしている必要があります。 なお、コンソーシアム代表企業の実績要件について変更しました。別途公表する、募集要項改訂版(平成28年6月30日公表)P.22第3-3(3)イをご確認ください。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。